

船舶事故調査報告書

平成28年10月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

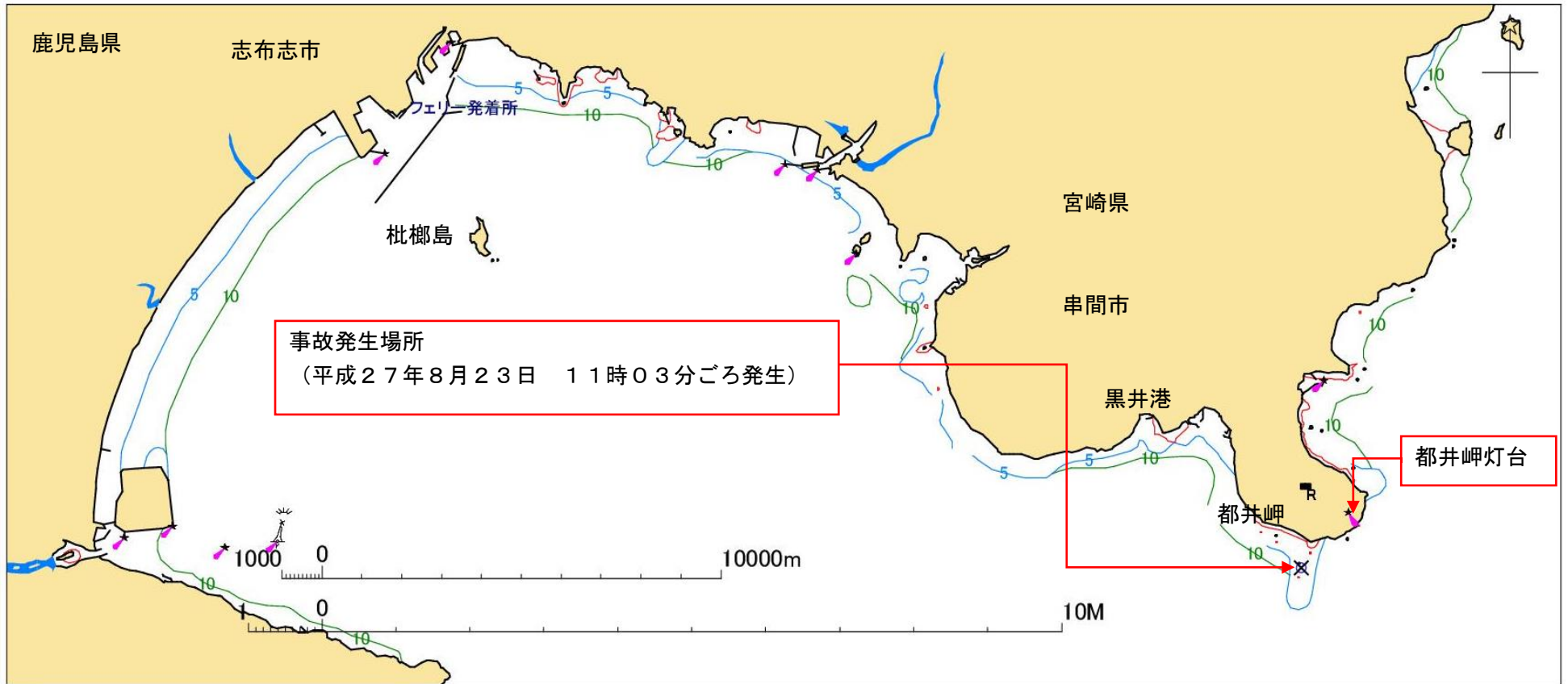
事故種類	同乗者死亡
発生日時	平成27年8月23日 11時03分ごろ
発生場所	宮崎県串間市都井岬南方沖 都井岬灯台から真方位220° 1.0海里（M）付近 （概位 北緯31° 21.3′ 東経131° 20.0′）
事故の概要	プレジャーボート海星丸は、錨泊作業中、同乗者2人が落水し、1人が死亡した。
事故調査の経過	平成27年8月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 海星丸、3.1トン 295-31055宮崎、個人所有 8.37m（Lr）×2.67m×0.75m、FRP ディーゼル機関、102.97kW、平成2年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 48歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年8月6日 免許証交付日 平成25年8月23日 （平成31年8月5日まで有効） 同乗者A 男性 66歳 操縦免許 なし 同乗者B 男性 65歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年12月1日 免許証交付日 平成24年12月3日 （平成30年11月30日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（同乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：うねり 波向東南東、波高約2～3m、海面水温 約28℃ 宮崎県日南・串間地区には、8月19日16時47分に波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。

	<p>本事故当時、関東の南東沖に台風16号（950hPa）、九州の南西沖に台風15号（950hPa）があった。</p>
<p>事故の経過</p>	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り仲間の同乗者A及び同乗者Bを乗せ、平成27年8月23日07時00分ごろ都井岬南方沖で錨泊して釣りを始めた。</p> <p>船長は、波高約2m、周期約10秒のうねりが南東方から来る上に釣果がないので、鹿児島県志布志市志布志港沖にある枇榔島に移動して釣りを再開した。</p> <p>船長は、釣りを始めた頃、小波があったものの、次第に穏やかになってきたので、都井岬南方沖のうねりも小さくなっているであろうと予想して都井岬南方沖に戻ることにした。</p> <p>船長は、都井岬の西方沖約300mのところまで停船し、約10分間うねりの様子を見たところ、波高約2mのうねりがなくなっていることを知った。</p> <p>本船は、11時00分ごろ都井岬南方沖にある折瀬と黄金瀬の間付近で船首を北東方に向け、同乗者Aが船首部から錨を投下して錨泊を始める準備をしながら、「甲板から1段上がった台」（以下「作業台」という。）に立っていたとき、また、同乗者Bが操舵室前にクーラーボックス（高さ約0.5m）を置いて腰を掛けていたとき、右舷側から高さ約3mのうねりを受けて左舷側に大きく傾き、11時03分ごろ同乗者2人が落水した。</p> <p>船長は、操舵室の椅子に腰を掛けた状態で操舵室の天井の高さを越す波を受けた後、甲板上に同乗者2人の姿が見えなかったため落水したと思い、船上から周囲を見回して右舷側の海上に浮かんでいた同乗者2人を発見した。</p> <p>船長は、本船から約10m離れた同乗者Aに救命浮環を投げ、同乗者Aが左手を救命浮環に入れたのを確認し、次に約5m離れた同乗者Bに丸いプラスチックの浮きを投げた。</p> <p>船長は、浮きを抱えて本船の右舷側に泳いで来た同乗者Bを引き揚げることができなかったので、船尾のプロペラ点検用ハッチ（約0.4m×約0.5m、以下「本件開口部」という。）を開け、そこからアウトドライブ装置のチルトアップ機能を利用して同乗者Bを引き揚げた。</p> <p>船長は、次に同乗者Aを救助しようと思い右舷側の海面を見たところ、救命浮環の横で、浮環から左手が抜けてうつ伏せ状態の同乗者Aを見た。</p> <p>船長は、海上保安庁に救助を要請しようとしたが、緊急時の電話番号を思い出せなかったため、知り合いの釣具店に電話して海上保安庁への通報及び救助の要請を頼んだ。</p> <p>船長は、同乗者Bの操船で本船を同乗者Aに近づけ、ボートフック</p>

	<p>(^{かぎ}鉤付きの棒)で船尾に引き寄せ、同乗者Bの手を借りて船尾の本件開口部から同乗者Aを引き揚げた。</p> <p>船長は、船上で、同乗者Aに心肺蘇生法を施しながら海上保安庁からの連絡を待った。</p> <p>本船は、その後、近くの港に入るよう海上保安庁から指示を受け、串間市黒井港に入港し、同乗者Aが病院に搬送された。</p> <p>同乗者Aは、溺水による死亡と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、付図2 事故発生場所概略図(拡大図)、写真1 本船船首部の状況、写真2 本件開口部 参照)</p>
その他の事項	<p>船長及び同乗者2人は、出港時には救命胴衣を着用していたが、暑かったので、同乗者2人は枇榔島南方沖から都井岬南方沖の釣り場に戻る途中に救命胴衣を脱いでいた。</p> <p>本船は、ブルワークの高さは中央部で甲板から約0.39m、作業台においては、約0.15mであった。</p> <p>船長は、同乗者Aが作業台に立ち、錨爪が海底の岩に掛かっているか錨索を引っ張って確認しているのを操舵室から見ていたとき、右舷側から高さ約3mのうねりを受け、本船が傾斜したことで体勢を崩して同乗者Aから目を離した後、船首方を見たところ、同乗者Aの姿が見えなかった。</p> <p>同乗者Bは、操舵室前壁に接してクーラーボックスを置き、それに腰を掛けて弁当を食べていたとき、落水した。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 同乗者Aの死因は、溺水であった。 本船は、都井岬南方沖において錨泊作業中、右舷側から高さ約3mのうねりを受けたことから、同乗者A及び同乗者Bが落水し、船上の船長が浮環を投げ、同乗者Aが左手を入れたことを確認し、本船に泳いできた同乗者Bを救助後、同乗者Bと一緒に同乗者Aを救助したものの同乗者Aが溺水したものと考えられる。 同乗者Aが、救命胴衣を着用していれば、溺水を防げた可能性があると考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、都井岬南方沖において錨泊作業中、右舷側から高さ約3mのうねりを受けたため、同乗者A及び同乗者Bが落水したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、乗船者が救命胴衣等を着用するよう努めること。

	<ul style="list-style-type: none">・ブルワークの低い船には、落水防止用の手すり等を設置することが望ましい。
--	--

付図1 事故発生場所概略図



付図2 事故発生場所概略図（拡大図）

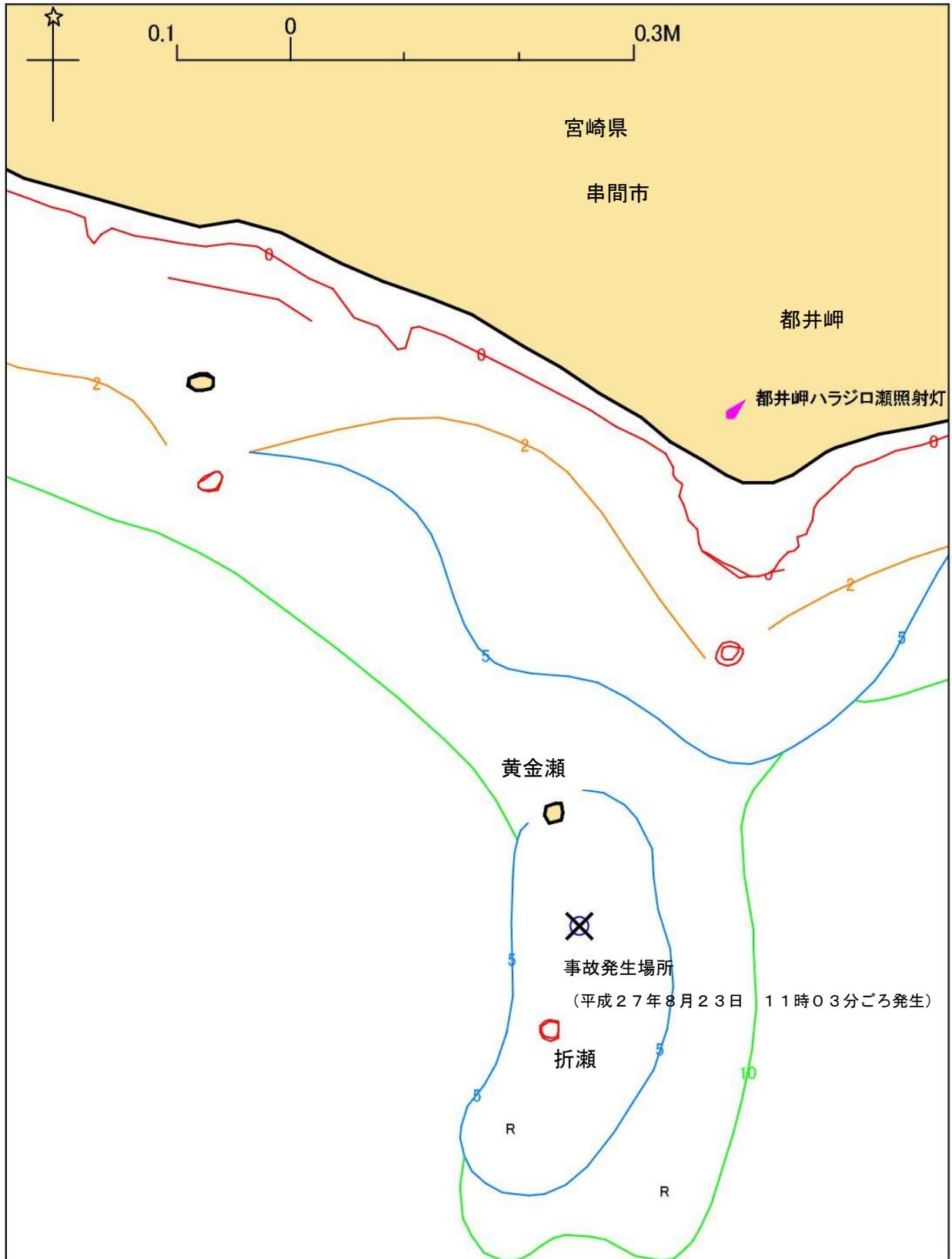


写真1 本船船首部の状況

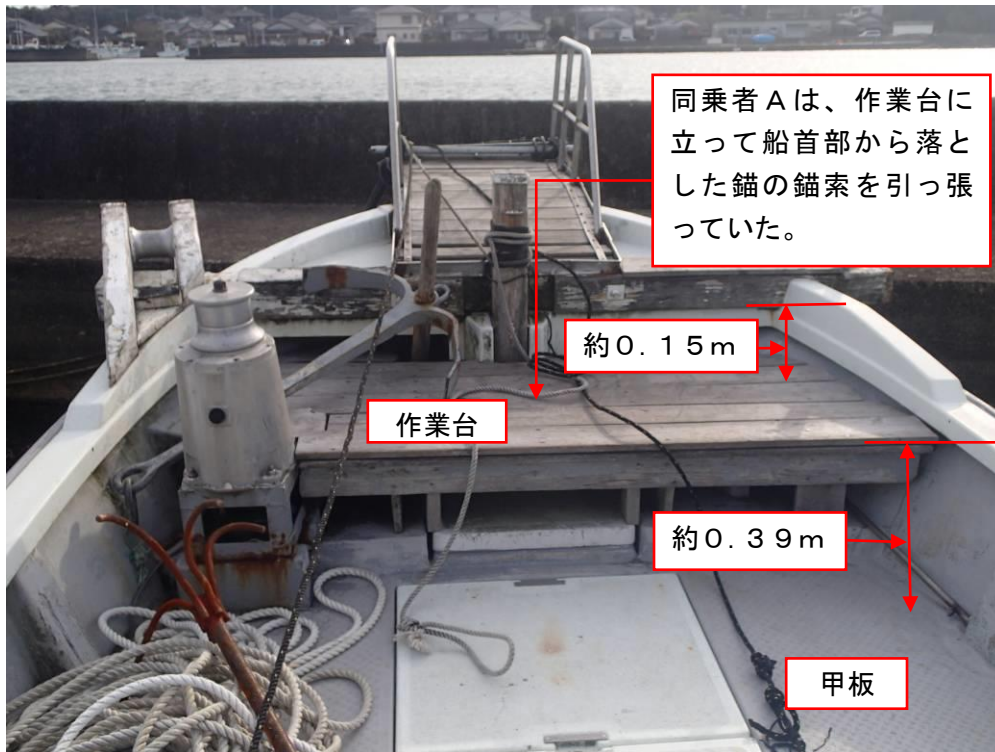


写真2 本件開口部

